平成29年度の国民健康保険料率と上限額

我!				
		平成28年度		平成29年度
(1) 医療保険分	①平等割	3万円		2万8170円
	②均等割	2万7400円		2万5950円
	③所得割	10.1%		9.69%
	上限額	54万円		54万円
(2) 後期高齢者 支援金分	①平等割	8400円	>	8890円
	②均等割	7500円		8190円
	③所得割	2.4%		2.94%
	上限額	19万円		19万円
(3) 介護保険分 (40歳以上65歳 未満の人のみ)	①平等割	7000円		7940円
	②均等割	8600円		9920円
	③所得割	2.0%		2.46%
	上限額	16万円		16万円
				·

低所得者の軽減割合(平成29年度以降)

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険 者含む)	国保加入者と世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む)		
7割	何人でも	33万円以下		
5割	1人	60万円以下		
	2人	87万円以下		
	3人	114万円以下		
	1 人増えるごとに 27 万円を加算した金額以下			
2割	1人	82万円以下		
	2人	131万円以下		
	3人	180万円以下		
	1 人増えるごとに 49万円を加算した金額以下			

特別徴収の対象となる世帯の条件 表3

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ②世帯主(納付義務者)が国保に加入している
- ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
- ④世帯主が年額18万円以上の年金※2を受給している
- ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、 1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外です。
- 特別徴収の対象となる年金は国の政令で定められています

複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく国が政令で定める 順位により対象となる年金を決定します。

年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

世帯主が65歳になる時期

特別徴収へ変更と なる時期の目安

平成29年 4月3日~平成29年10月2日 平成29年10月3日~平成29年12月2日

平成29年12月3日~平成30年 2月2日

平成30年 2月3日~平成30年 4月2日

平成30年 4月

平成30年 6月 平成30年 8月

計算例

平成30年10月

国民健康保険料率 医療保険分、 (3)介護保険分 ②加入者 ①世帯単位 人のみ) (表1) (2) 後

れ

65歳未満の かる「均等割」、

合計したものです。 一限額が決定しました。 (3)それぞれが、

と上 高齢者支援金分、 歳以上

みます。 世帯主が加入した日の加入者数に 移 行した 3 4月1 「旧国保被保険者」

で構成されています 得※」で算定す なります

|民健康保険料率が決定 29年度の

給付を行う制度です。

国民健康保険

は

加

入者

が、

出産などに必要な医療費などの

特別徴収の対象外です

既に口座振替で納めて

国民健康保険制度

問い合わせ

国保課保険料係

(市庁舎1

階

7

0

所得者の保険料軽減 得世

保険料 、ます。 加 入者数には国保 から後期高齢者医療制度に の平等割と均等割が軽 国 保組· 合を 減さ

中 関 0 10 座

やコンビニで納 回に分けて納 から翌年3月まで け出の翌 年度途

(口座振

夫婦2人世帯

夫:72歳、年金所得138万円(年金収入258万円) 妻:70歳、年金所得0円(年金収入90万円)

●軽減判定(表2参照)…2割軽減該当

夫の年金所得138万円-15万円*3+妻の年金所得0円

2人世帯で軽減判定基準所得が123万円→2割軽減該当 平成29年1月1日時点で65歳以上の年金所得者は、年金所得 から15万円を引いた額で軽減判定基準所得を計算します。

●所得割基礎額 105万円(1000円未満切捨て)

:年金所得138万円-基礎控除33万円=105万円 妻:0円

(1) 医療保険分 16万5800円(100円未満切捨て)

- ①平等割 2万8170円
- ②均等割 2万5950円×2人=5万1900円
- ③所得割 所得割基礎額 105万円×9.69%=10万1745円
- ④軽減額(2)割軽減(0)+(2)×(0.2)=(1)万6014円 医療保険分年額 1+2+3-4=16万5800円

- (2)後期高齢者支援金分 5万1000円(100円未満切捨て)
 - ①平等割 8890円 ②均等割 8190円×2人=1万6380円

 - ③所得割 所得割基礎額105万円×2.94%=3万870円
 - ④軽減額(2割軽減) $(1+2) \times 0.2 = 5054$ 円
 - 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③-④=5万1000円

国保料年額 (1)+(2)=21万6800円

特別徴収 からの納付開 始となります。

定の条件全てに当ては 帯内の国保加 年金天引きで納 入者の年齢 める方法です。 まる世帯 など、

る人は 0 \Box 程度かかります 希望者は、 の中止には

など口座番号が分かるもの」 ことができます 険料係に申し出てくださ 「被保険者証」 っそ 国

4 カ れか1 遺族 0 収 入は

険料が 公的 を差し、 金 生事年金など 控 得 医 ん。 療費いる 額法 年 た 給 定の 0 額除額与め収

含みませ

みんなで保険料を出し合 の加入者数と前年所得により、 日以降に加入した場合は 65 4 . 9 月 日 65 この世帯 を含 気やけ 1 4

普通徴収

から特別徴収

帯主が65歳になり、

に変更とな 普通徴収 め方の変更

保険料の納め方は2通り 件に当てはまる場合は、 から特別徴収に自動的

◆特別徴収から普通徴収 が異なる場合がありま の加入状況などで、 始時

し出により口座振替に変更する

特別徴収で納

めている世帯でも

夫婦+子ども2人の4人世帯 計算例 夫:41歳、給与所得199万円(給与収入310万円) 妻:38歳、給与所得55万円(給与収入120万円) 子ども2人:所得なし

●軽減判定(表2参照)…軽減非該当

夫の給与所得199万円+妻の給与所得55万円=254万円 4人世帯で軽減判定基準所得が254万円→軽減非該当 ●所得割基礎額 188万円(1000円未満切捨て)

夫:給与所得199万円-基礎控除33万円=166万円 妻:給与所得55万円-基礎控除33万円=22万円

(1) 医療保険分 31万4100円(100円未満切捨て)

①半等割 2万81/0円

②均等割 2万5950円×4人=10万3800円

③所得割 所得割基礎額 188万円×9.69%=18万2172円 医療保険分年額 ①+②+③=31万4100円

(2)後期高齢者支援金分 9万6900円(100円未満切捨て)

①平等割 8890円

②均等割 8190円×4人=3万2760円

③所得割 所得割基礎額 188万円×2.94%=5万5272円 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③=9万6900円

(3) 介護保険分(夫のみ該当) 5万8600円(100円未満切捨て)

①平等割 7940円

②均等割 9920円×1人=9920円

③所得割 所得割基礎額 166 万円× 2.46% = 4 万 836 円

介護保険分年額 ①+②+③=5万8600円 国保料年額 (1)+(2)+(3)=46万9600円

コグニサイズ体験会 認知症予防のため、有酸素運動と脳活性化トレーニングを同時に行う「コグニサイズ」の体験会。当日直接お越しください。**日**7月17日 (祝)、13時~ 14時 30分 場グリーンプラザ(公園東町 3) **定**当日先着 40人(定員を超えた場合も見学可) 問コグニサイズの会・鈴木(☎050・3740・4283)